

更新 月日	対象ファイル	項目	更新内容	
			変更前	変更後
6/1	よくあるご質問	B. 補助要件、実施について 原契約締結日が補助対象と認められるのは、いつ時点からでしょうか。	建物本体に係る契約を事業予算の閣議決定日(令和元年12月20日)より前に締結したものは、認められません。	建物本体に係る契約を事業予算の閣議決定日(令和元年12月13日)より前に締結したものは、認められません。